

海南市子どもの学習支援事業業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

この募集要領は、海南市が実施する「海南市子どもの学習支援事業業務委託（以下「本業務」という。）」の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名称

海南市子どもの学習支援事業業務委託

(2) 目的

子どもの将来が、その生まれ育った環境により左右されることのないよう、生活保護受給世帯やひとり親家庭の子ども及び保護者を対象として、このような世帯の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、子どもの学習支援とともに、生活習慣・育成環境の改善を図ることを目的に生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業を実施する。

(3) 業務内容（契約限度額及び規定の範囲内で自由に企画できるものとする。）

ア 学習習慣の定着、学習指導

イ 高校進学等を目的とした進路相談

ウ 基本的な生活習慣の習得指導

エ 派遣対象児童の選考にかかる業務、回収及び海南市への集計結果報告

オ 学習支援者の派遣

カ 業務の報告（月報、年報）

※ 海南市子どもの学習支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）参照

(4) 履行期間

契約締結日から令和14年3月31日（水）まで

(5) 委託価格の上限

71,160,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とし、各年度における上限額は下記のとおりとする。

年度	上限（消費税及び地方消費税を含む。）
令和9年度	14,232,000円
令和10年度	14,232,000円
令和11年度	14,232,000円
令和12年度	14,232,000円
令和13年度	14,232,000円
合計	71,160,000円

業務委託料については、令和9年4月1日より発生するものとし、契約締結時から令和9年3月31日までの間については、業務委託料は発生しないものとする。

(6) 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

(内容) 業務実施記録、募集チラシ、結果報告、派遣対象児童アンケート分析結果、
打合せ記録、その他関係資料

(7) 問い合わせ・書類等提出先

海南市 暮らし部 子育て推進課 家庭児童相談班

所在地： 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地

電話番号： 073-483-8663 (直通)

FAX番号： 073-483-5010

電子メール： kosodate@city.kainan.lg.jp

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 応募要件等

(1) 応募要件

本業務の受託候補者選定のためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）
に応募しようとする者は、次に掲げる応募資格を有すること。

(2) 応募資格

次のアからカまでの全ての要件を満たす者とする。

ア 仕様書に基づく本業務を履行するノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

イ 海南市と円滑な連絡調整ができる地域に事業所を有し、対象世帯に対し、学習支援者を継続的に派遣することができる者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 企画提案書の提出期限において、海南市から指名停止の措置をうけていないこと。

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等ではないこと。

カ 海南市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第6条第1項第1に規定する「暴力団関係者等」に該当しない者であること。

4 日程

内容	期間
参加募集開始（市ホームページ）	令和8年7月1日（水）
質問受付期間	令和8年7月1日（水）から 令和8年7月10日（金）午後5時まで（必着）

企画提案書等の提出期限	令和8年7月23日（木）午後5時（必着）
選定委員会	令和8年8月3日（月）
受託候補者決定・結果通知	令和8年8月6日（木）

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年7月1日（水）～令和8年7月10日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式3）に質問事項を記載のうえ、海南市暮らし部子育て推進課までFAX又は電子メールで送付し、電話での確認を必ず行うこと。電話のみでの質問は受け付けない。

(3) 提出先

海南市 暮らし部 子育て推進課 家庭児童相談班

(4) 回答

質問に対する回答は、令和8年7月16日（木）までに海南市ホームページに掲載する。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 参加申込書・企画提案書等の提出方法

(1) 提出期限

令和8年7月23日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

海南市暮らし部子育て推進課まで持参又は郵送により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出先

海南市 暮らし部 子育て推進課 家庭児童相談班

(4) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式1）

イ 会社概要（A4版様式任意）以下の項目は必ず記載すること。

・会社名 ・本社所在地 ・業務内容

ウ 業務経歴書（様式2）

エ 企画提案書（A4版様式任意）

オ 見積書（A4版様式任意）

あて名を「海南市長」とし、業務名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。

業務内容ごとに見積金額の内訳を記載すること。

カ 提出部数

7部（正本1部、写し6部）

キ その他留意事項

- ① 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものには、その日本語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円とする。
- ② 提出された書類の外、この募集要領及び別紙様式に示された条件への適合の可否について証明となる書類の提出を求める場合がある。このとき確認が取れない場合は、失格とすることがある。

7 受託候補者の選定

受託候補者の選定にあたっては、審査項目に従って、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上選定する。

(1) 選定日

令和8年8月3日（月）

※時刻・場所等の詳細については別途連絡する。

※説明時間は20分以内、質疑応答10分程度のプレゼンテーションを実施する。

(2) 審査項目及び 評価基準

受託候補者の選定にあたっては、次の事項を基準とし、これにより審査する。

審査項目	評価基準	配点
1 基本的な考え方	・企画内容が、発注者の目的及びコンセプトに合致しているか。	5
2 実施体制	・業務の目的や仕様内容を理解した支援方法の策定がなされているか。	10
	・支援対象者の個人情報の管理体制・方法は十分であるか。	10
	・過去の実績等から、事業遂行能力が十分であると認められるか。	10
3 学習支援事業に対する認識・課題の把握	・生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の子ども等の学習環境等について、適切に分析、理解をしているか。	10
	・業務従事者の人数や資格、経験は適切なものか。	10
4 実施内容	・利用者個々のレベルに合わせた支援を提供できる体制(教材等を含む)になっているか。	15
	・事業の実績や効果が適切に見込まれ、実現のために合理的な事業内容となっているか。	15

	・利用児童及びその保護者からの相談への対応について、適切・的確な対応が可能な体制であるか。	10
5 経費見積	・見積額は、企画内容等に比して適切なものか。	5
合計		100

(3) 受託候補者の選定方法

- ア 審査の結果、最高得点を得た参加事業者を受託候補者とし、その者が辞退を申し出た場合などは次順位者を受託候補者として選定する。
- イ 最高得点を得た事業者が2者以上ある場合は、経費見積が最低額の者を受託候補者とし、最低額を提示した者が2者以上ある場合は、委員会での合議により受託候補者を選定する。
- ウ なお、委員会の審査の結果、参加事業者のいずれもが最低基準点（総得点60点）を超えない場合は、選定しないものとする。

(4) 選定結果通知

- ア 参加申込書・企画提案書等を提出した者へ、令和8年8月6日に文書等により通知するものとし、受託候補者を海南市ホームページで公表する。
- イ 選定に対する問い合わせ及び異議には、一切応じないものとする。

8 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類等が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- イ 提出書類等が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- オ 審査の公平性を害する行為があった場合
- カ その他、本実施要領に違反すると認められた場合

9 提出書類の取扱い

提出種類の取扱いは、次の各号によるものとする。

- ア 提出書類の著作権は、参加申込者、企画提案書等提出者に帰属する。ただし、海南市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- イ 提出書類は一切返却しない。
- ウ 企画提案書等の提出期限（令和8年7月23日(木)午後5時）後は、記載された内容の修正又は変更を認めない。
- エ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、海南市情報公開条例（平成17

年条例第10号)の規定に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

10 契約

本プロポーザルの審査結果に基づき、海南市は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

ただし、選定した者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、再度、受託候補者を選定する。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 業務を遂行するにあたり知り得た情報について、海南市の許可なくして外部に漏らしてはならない。